

平成25年6月10日

## 鳥 獣 保 護 管 理 小 委 員 会

一般社団法人大日本猟友会傘下の東京都猟友会の澤地でございます。

狩猟界の現状と将来の見通しについて申し上げます。

狩猟界を取巻く環境は年々厳しく、自然環境の変化、地域社会の変革などにより特定の鳥獣が減少したり、或いは特定の鳥獣が著しく増加したり、自然生態に重大な影響を与え狩猟者の理想とする調和が取れない状況にあります。

近年、鹿・猪・鶲や外来種による農林水産業への食害が出ており、また狐・狸・てん・イタチなどの増殖により、うずら・雉・山鳥・雷鳥など地上で産み育てる鳥類が減少し自然界のバランスの破壊が進み特に北海道では鹿による牧草・水稻・小麦などに甚大な被害がでております。

その原因は

1. 地球の温暖化により、野生鳥獣の死亡率の低下。
2. 高齢化による狩猟者の減少。
3. 耕作放棄による餌場の拡大。などが考えられます。

都道府県猟友会は「特定鳥獣保護管理計画」に基づき個体調整を行なっておりますが、狩猟者の不足により思うように成果があがらないのが現状で、担い手の育成が急務となっております。

## ◆ 狩猟者の育成について

### 1. 高齢者の狩猟者救済

最近の銃刀法改正に伴う技能講習と証する実技考査により、多くの指導的立場の会員までもが、考査不合格の烙印を押され泣く泣く退会するに至っているのが現状で、早急に法改正をして頂きますようお願いいたします。

本来、狩猟の公益性についても大切な事業は、人間社会と動物生息域との住み分けであります。

国土の3割に私達人間が生活し、7割の山間部に動物が生息している現状が狩猟者の減少に伴う銃猟の激減により、人間社会が有害鳥獣の脅威にさらされ、里村においては離村農家が出ていると聞いております。

## ◆ 銃刀法改正のお願いについて

3年に一度の猟銃更新時の技能講習会と証する、実技考査は、狩猟の公益性について一番大切な鳥獣を追払い、人間社会を有害鳥獣から守る、追払う事が大切で、そこを理解せずに法改正をしてしまった事が一因と思われます。

私ども猟友会狩猟射撃研修会は、大日本猟友会傘下の都道府県猟友会が、毎年行っているフィールド射撃が最も相応しく思います。例えば、ライフル・散弾銃であろうとフィールド射撃研修会で違反クレー（白色）に対し発砲しなければ得点に関係なく合格させて頂きたいのです。

問題は、銃の取扱いで点数など関係ないのです。  
私ども猟友会は毎年研修会を開催しており、この研修会の参加者は猟銃更新時の技能考査実技の免除を与えて頂きたいと思います。

## ◆ 初心者育成事業について

毎年、狩猟免許試験を青年が受検しておりますが、残念ながら猟友会への入会までは至っておりません。会員の減少に歯止めがかからないのが現状で、現代の青年達は、己のパソコンを眺め、そのパソコンより閲覧出来ないものは世間に存在しないものと認識するような傾向があります。私ども猟友会の各地区に対して、地区のホームページを掲載し狩猟の公益性を訴え会員を募り猟野において初心者の指導に至るところまでお願いをしているところでございます。

私ども猟友会が行っている愛鳥奨励校指定事業（毎年15校～18校）に伴い、小学校の生徒に対し狩猟の公益性を訴えております。小学校教科書に「大造爺さんとガン」頭の良い水鳥と鉄砲を持つ猟師との話が掲載されております。この度、学校より実際の狩猟について講演依頼があり、生徒達に狩猟の大切さについて話を来てまいりました。後に寄せられた感想文には、狩猟に対する意識の変化と成長ぶりが伺えました。このように上辺だけの訴えだけでなく草の根運動をしてこそが大切なかもしれません。

## ◆ 鳥獣保護事業について

自然界の鳥獣適正化は「特定鳥獣保護管理計画」に基き保護管理されておりますが、一般的には狩猟と鳥獣保護とが相反することのように理解されているのがとても残念であります。

自然の鳥獣をただ猫可愛がりしたり、餌付けをしたりし、本来の保護管理とは言えません。

人間社会には医学の進歩により、素晴らしい社会の営みがあり、自然界の動物社会においては、増え過ぎては病気等が発生し、移しあい、結局は滅びる事態になり、この単位面積の適正生息数を維持するには、我々猟友会の狩猟活動が最も大切である事は疑いのないところであります。

しかしながら、公益事業を継続している獣友会の活動を独自の広報活動を通じ広報することが肝要であると思います。

一方で鳥獣保護の高まりとともに一般社会から狩猟者への風当たりが強く、佐世保でおきた散弾銃乱射事件と秋葉原の無差別殺傷事件が重なり銃の所持そのものを否定する厳しい指摘が引き金となり、銃刀法の改正が行われ厳しい現況におかれました。

全国各地の田畠や山林から狩猟者が消え、約30年前には40万を超える狩猟者が現在は全国で約13万人を切る状況下であります。その対策として、北海道では自衛隊の応援を受け捕獲を行いましたが費用ほどの成果は上がらなかつたのは事実でした。

今年も各地で熊が出没し人に危害が相次ぎその都度獣友会員が出動しておりますが、高齢者に対しての銃の規制が厳しいため銃を返納し狩猟を辞める者が増え駆除隊編成にも人手が不足する状況にあると聞いております。

平日には、若者は仕事に出ており、駆除隊は高齢者が行っているのが現状です。

熊に限らず獸が出没する理由は、先程も申し上げましたが、生活圏・里村で狩猟者の活動が減り、「けもの」との攻めぎあいがなくなり、分布域が生活圏まで拡大したと考えられます。

人に追われた経験をしていない「けもの」が人里に出没していると有識者は分析しております。

農林水産業の人達が安心して生活ができる状況にするには、現在の法制度の規制緩和により担い手作りが必要であると考えます。

全国に生息する野生鳥獣は鳥類が550種、獸類が80種、合計630種で、その内狩猟鳥獣は49種です。現在「うずら」は自粛です。捕獲は生態を乱し農林水産業に被害を与え人間に危害を及ぼす物に限られております。

獣友会は「特定鳥獣保護管理計画」に基き個体調整をしており公益的な社会貢献をしております。